

<本ページのねらい>

多重債務に陥ったときの的確な対処法については、借金苦による自殺や犯罪などが絶えず新聞をにぎわしている現状からすると、一般消費者に正確な知識が行き渡っているとはおよそ言い難い状況にある。そこで、本ページでは、多重債務に陥ったときの法的解決法を実際にあったケースを例に学ばせたい。

解説

事後的知識 解決方法

もしも多重債務に陥ってしまったら

多重債務の解決方法を教えてください。

状況によっていくつかの選択がありますが、代表的な方法は以下の3つです。

裁判所を利用する方法	裁判所を利用しない方法
自己破産	個人再生
	特定調停・任意整理

裁判所の決定によって解決する方法

話し合いによって解決する方法

解説

こんな場合は、どうなるの？ (25歳 会社員)

高校卒業後上京して就職。成人クレジットカードで買い物にキレタラシ。月日は流れ... 10社から約500万円の借金ができていた。また電話が... 一生懸命働いて稼ぐぞ... やっと作れた。

弁護士さんの答え 都会で一人暮らしの場合、給料が20万円くらいだと、家賃と生活費でほとんどなくなってしまいます。もし、毎月2万円を返済できたとして、債務に利息をつけないとしても返済に20年以上かかってしまいます。この場合は、自己破産を選択するのが妥当です。ただし、カードの使い方が激費的な場合は、認められないことがあります。

こんな場合は、どうなるの？ (37歳 会社員)

夫は月収28万円妻はパートで月収5万円。貯金を現金に全て使い、3,000万円のマンションを購入。現在毎月10万円ローンを返済中。突然父が脳こうそくで倒れ、貯金が無かったため入院費100万円を借入れ。その後返済に苦しみ借金は8社で合計400万。月の返済額はなんと20万円に。無理だー月に4万しか払えない。

解説

弁護士さんの答え 連年36回で返済できなければ自己破産が可能だとされています。しかし、この場合はマイホームを手放さなければなりません。それを踏まえるために、合計100万円を3年間で支払う計画を裁判所に認めてもらえば、多額の借債者から保護が受けられる場合があります。マイホームを残して残りの借金の支払いを免れてもらう個人再生を利用することができます。

解説 自己破産について

自己破産については、戸籍に掲載されるのではないかとか、選挙権がなくなるのではないかなどという誤った認識がまだまだされている。しかし、資格の制限はさほど広範なものではなくむしろ、他の選択肢に比較してより簡易・迅速・安価に経済的な立ち直りができる制度であることから、事後的対処法を検討する際には、まず、最初に検討すべき方法であると言える。しかし、だからと言って、自己破産が簡単にできるから多額の借入をしても大丈夫と考えることは本末転倒である。そのような借り方をした場合には、刑法の詐欺罪に該当する可能性もあるし、破産しても債務を免除してもらえない場合もあることをよく説明していただきたい。暴飲・暴食による胃痛によく効く薬があったとして、その薬を飲むことを前提に暴飲・暴食をすることが愚かなこ

法律・制度の解説は、p.81を参照

とであるのと同様である。

解説 25 歳 会社員のケース

この事例は、高校卒業後、上京して自動車整備の会社に勤務した男性の話である。給料は月収 20 万程度をもらっていたが、成人後、デパートでクレジットカードを作ることを勧められて作ったことがきっかけで、飲食したり、買い物をするときに気軽にカードを利用するようになった。しかし、次第に、給料から毎月の返済をすると、生活費が足りなくなり、カードのキャッシング機能を利用したり、消費者金融から借金をしているうちに、計 10 社から約 500 万円の債務を負うことになってしまった。今月は、もうどこからでも借入ができなかったので返済ができず、職場に電話がかかっている、と相談があった。

このケースでは、毎月の支払い可能額を考慮すると、返済に 20 年以上もかかってしまうことから、自己破産が妥当だと判断された。ただし、カードの支払いがあまりに浪費的な場合で、反省の姿勢が見られず立ち直りの意欲のない場合は、借金の支払いを免除してもらえないこともある。生徒には、この点をよく理解させたい。

解説 37 歳 会社員のケース

この事例は、39 歳の妻と 8 歳、5 歳の子ども 4 人家族の話である。会社員の月収は約 28 万円。妻はパートで月収 5 万円を稼いでいる。30 歳のときに、3,000 万円のマンションを購入し、月々、ローンの返済に 10 万円を充て、マンションを購入するとき、貯金は頭金として全て使ってしまった。33 歳のときに父が脳梗塞で倒れ、手術費・入院費などの支払いのために、数社から 100 万円を借り入れた。その後は、生活費や返済のための借入を繰り返していたら、マンションを手放さなければならなくなってしまう、ということで相談があった。生活を切り詰めれば、毎月 4 万円くらいは支払うことができるとのことだった。

自己破産では全ての財産を清算しなければならないため、マイホームを手放すことになる。したがって、それを避けるために、個人再生がよいと判断されている。